



平成27年6月5日

G-0600

ブラジル国民に対する短期滞在数次ビザの発給

1. 我が国は、6月15日から、ブラジル国内に居住するブラジル国民（一般旅券所持者）に対する短期滞在数次ビザの発給を開始することを決定しました。
2. これは、安倍晋三内閣総理大臣が、昨年8月にブラジルを訪問した際、二国間の交流促進に資する取組として、本件数次ビザを導入する旨発表したことを受けて行うものです。
3. この数次ビザの発給により、日本へのブラジル国民観光客の増加、ビジネス面での利便性の向上等、日・ブラジル間の交流が一層発展することが期待されます。

（参考）ブラジル国民（一般旅券所持者）に対する短期滞在数次ビザ

対象者：一定要件を満たした I C A O 標準の機械読取式一般旅券又は I C 旅券を所持する者

滞在期間：15日又は30日

有効期間：最大3年

内容についてのお問い合わせ先

外務省 中南米局 南米課 服部事務官（内線：5070番）

TEL: 03-5501-8000